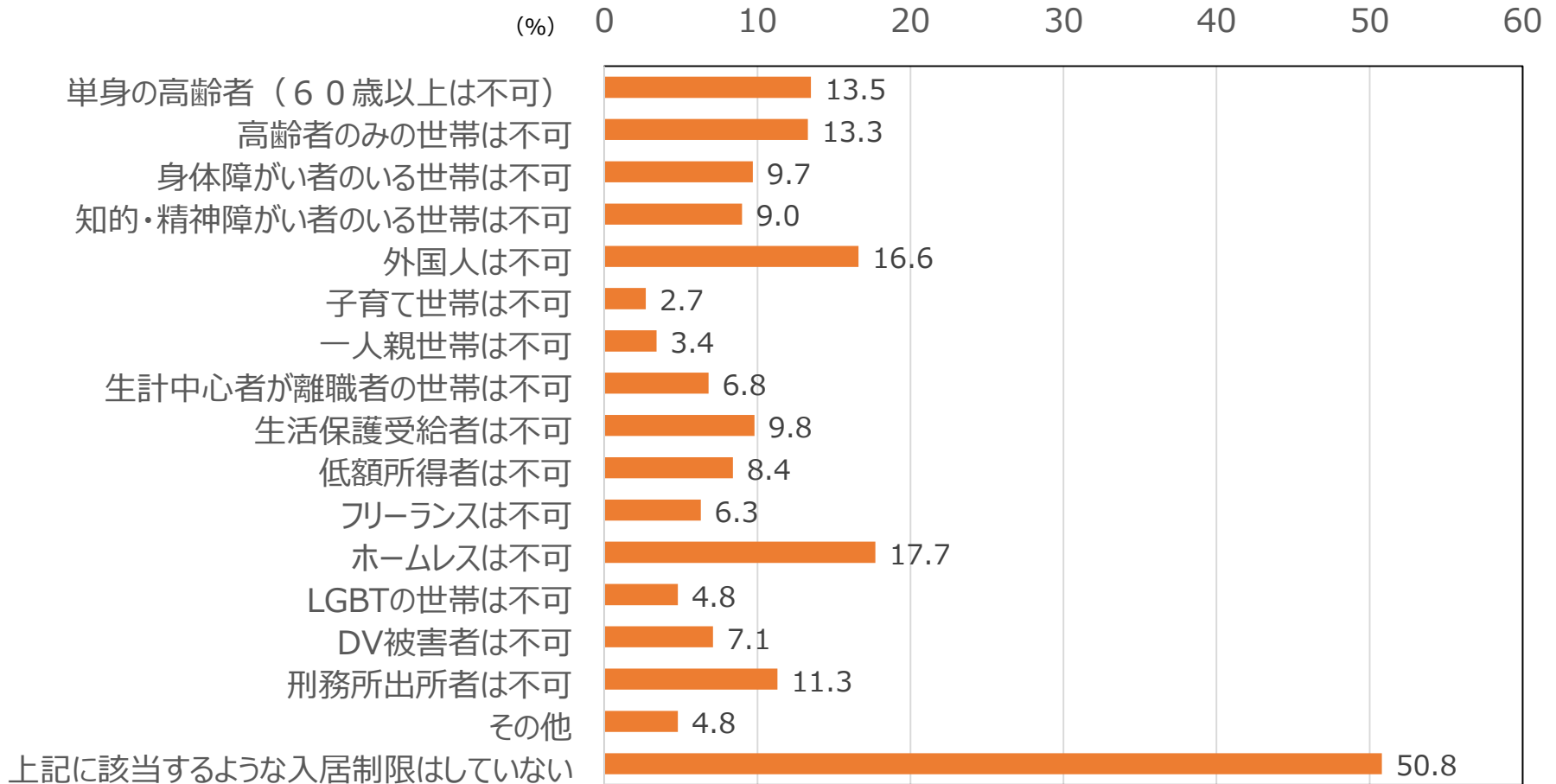


論点2：入居拒否について

○住宅確保要配慮者への入居拒否（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆賃借人の募集時の入居制限の有無

○募集時の入居制限については、「ホームレスは不可」が17.7%と最も多く、次いで「外国人は不可」「単身の高齢者（60歳以上）は不可」「高齢者のみの世帯は不可」「刑務所出所者は不可」であった。



○募集時の入居制限をする理由（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆住宅確保要配慮者への入居拒否

○入居拒否をする理由として、単身の高齢者（60歳以上）、高齢者のみの世帯は「居室内で死亡事故等に対する不安」、外国人は「習慣・言葉が異なることへの不安」、生活保護受給者、低額所得者は「家賃の支払いに対する不安」が多い。

	全体	家賃の支払いに対する不安	住宅の使用方法に対する不安	入居者以外の者の出入りの不安	習慣・言葉が異なることへの不安	他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安	居室内で死亡事故等に対する不安	生活サイクルが異なることへの不安	その他
単身の高齢者（60歳以上）	162 100.0	99 61.1	31 19.1	19 11.7	13 8.0	18 11.1	67 41.4	11 6.8	8 4.9
高齢者のみの世帯	160 100.0	70 43.8	54 33.8	22 13.8	13 8.1	20 12.5	70 43.8	13 8.1	5 3.1
身体障がい者のいる世帯	116 100.0	46 39.7	48 41.4	21 18.1	16 13.8	25 21.6	20 17.2	11 9.5	8 6.9
知的・精神障がい者のいる世帯	108 100.0	35 32.4	43 39.8	16 14.8	16 14.8	44 40.7	19 17.6	4 3.7	8 7.4
外国人	199 100.0	94 47.2	84 42.4	66 33.2	97 48.7	51 25.6	13 6.5	30 15.1	7 3.5
子育て世帯	32 100.0	8 25.0	6 18.8	6 18.8	4 12.5	11 34.4	2 6.3	2 6.3	5 15.6
一人親世帯	41 100.0	13 31.7	11 26.8	11 26.8	9 22.0	6 14.6	4 9.8	6 14.6	4 9.8
生活保護受給者	117 100.0	85 72.6	21 17.9	20 17.1	6 5.1	22 18.8	15 12.8	18 15.4	12 10.3
低額所得者	101 100.0	78 77.2	15 14.9	7 6.9	9 8.9	20 19.8	11 10.9	9 8.9	7 6.9
LGBTの世帯	57 100.0	16 28.1	8 14.0	18 31.6	9 15.8	19 33.3	6 10.5	7 12.3	10 17.5
DV被害者	85 100.0	29 34.1	25 29.4	26 30.6	7 8.2	34 40.0	16 18.8	7 8.2	9 10.6

(回答数)
(%)

※選択肢の中から最大3つまで選択。

出典：令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）

○入居に対する不安解消のために必要な取組（全国）

※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆類型別の募集時の入居制限理由

○住宅確保要配慮者の類型別に賃貸人の不安解消のために必要な取組を見ると単身の高齢者（60歳以上）、高齢者のみの世帯に対しては「死亡時の残存家財処理」が多く、外国人に対しては「入居トラブルの相談対応」、生活保護受給者、低額所得者に対しては「家賃債務保証の情報提供」が必要とされている。

	全体	入居を拒まない 物件の情報発信	家賃債務保証の 情報提供	契約手続の サポート	見守りや 生活支援	入居トラブルの 相談対応	金銭・財産管理	死亡時の 残存家財処理	その他
単身の高齢者 （60歳以上）	156 100.0	68 43.6	38 24.4	22 14.1	42 26.9	23 14.7	19 12.2	50 32.1	9 5.8
高齢者のみの世帯	155 100.0	43 27.7	44 28.4	34 21.9	51 32.9	17 11.0	26 16.8	58 37.4	10 6.5
身体障がい者のいる世帯	108 100.0	25 23.1	28 25.9	34 31.5	33 30.6	27 25.0	10 9.3	16 14.8	9 8.3
知的・精神障がい者が いる世帯	101 100.0	24 23.8	22 21.8	22 21.8	34 33.7	25 24.8	13 12.9	11 10.9	12 11.9
外国人世帯	189 100.0	43 22.8	62 32.8	47 24.9	29 15.3	86 45.5	24 12.7	19 10.1	22 11.6
子育て世帯	29 100.0	10 34.5	6 20.7	2 6.9	8 27.6	4 13.8	3 10.3	3 10.3	6 20.7
一人親世帯	40 100.0	7 17.5	8 20.0	7 17.5	6 15.0	9 22.5	5 12.5	5 12.5	3 7.5
生活保護受給者	110 100.0	26 23.6	37 33.6	21 19.1	20 18.2	35 31.8	29 26.4	16 14.5	14 12.7
低額所得者	93 100.0	18 19.4	39 41.9	7 7.5	12 12.9	24 25.8	27 29.0	13 14.0	8 8.6
LGBTの世帯	48 100.0	11 22.9	9 18.8	9 18.8	11 22.9	12 25.0	7 14.6	5 10.4	12 25.0
DV被害者	76 100.0	16 21.1	15 19.7	16 21.1	18 23.7	23 30.3	6 7.9	12 15.8	14 18.4

(回答数)
(%)

※選択肢の中から最大3つまで選択。

出典：令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）

○人権問題に関する府民意識調査

- 障がいのある人に関して、障がいのある人が賃貸住宅などへ入居することが困難であることについて「あると思う」「どちらかと言えばあると思う」の割合は68.2%であった。
- 日本で居住している外国人に関して、賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けることについて「あると思う」「どちらかと言えばあると思う」の割合は64.1%であった。

【障がいのある人】

	回答者数	あると思う			ないと思う	どちらかと言えば			わからない	無回答
		あると思う	あると思う	どちらかと言えば		ないと思う	どちらかと言えば	ないと思う		
(1) 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすい配慮が足りないこと	100.0 1553	82.5 1281	45.5 706	37.0 575	11.1 173	8.7 135	2.4 38	5.9 91	0.5 8	
(2) 仕事に就く機会が少なく、また、障がいのある人が働くための職場の環境整備が十分でないこと	100.0 1553	81.7 1269	43.5 676	38.2 593	7.7 119	5.9 91	1.8 28	9.9 153	0.8 12	
(3) 障がいのない子どもたちと一緒に学ぶ環境整備など、学校の受け入れ体制が十分でないこと	100.0 1553	69.0 1072	34.4 535	34.6 537	14.1 219	10.8 167	3.3 52	16.0 248	0.9 14	
(4) 障がいのある人が賃貸住宅などへ入居することが困難であること	100.0 1553	68.2 1060	36.5 567	31.7 493	8.0 123	5.7 88	2.3 35	22.7 353	1.1 17	
(5) 病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けたりすること	100.0 1553	72.0 1117	48.4 751	23.6 366	11.8 183	7.7 120	4.1 63	15.3 237	1.0 16	
(6) 音声案内や字幕など、情報を分かりやすい形にして伝える配慮が足りないこと	100.0 1553	69.3 1076	32.1 498	37.2 578	16.8 261	12.7 198	4.1 63	12.9 201	1.0 15	
(7) 障がいがあることを理由とした宿泊施設や公共交通機関の利用、店舗等への入店を拒否されること	100.0 1553	63.8 990	38.4 596	25.4 394	18.7 291	13.9 216	4.8 75	16.6 258	0.9 14	
(8) 障がいのある人の意見や行動が尊重されないこと	100.0 1553	66.1 1027	35.5 552	30.6 475	16.8 261	12.2 189	4.6 72	16.0 248	1.1 17	
(9) スポーツ活動や文化活動への参加に対する配慮がなされていないこと	100.0 1553	56.2 874	25.0 389	31.2 485	22.8 354	17.6 273	5.2 81	19.9 309	1.0 16	

【日本で居住している外国人】

	回答者数	あると思う			ないと思う	どちらかと言えば			わからない	無回答
		あると思う	あると思う	どちらかと言えば		ないと思う	どちらかと言えば	ないと思う		
(1) 就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること	100.0 1553	71.8 1114	35.4 549	36.4 565	12.6 196	9.1 142	3.5 54	15.0 233	0.6 10	
(2) 賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けること	100.0 1553	64.1 996	29.3 455	34.8 541	13.6 211	9.2 143	4.4 68	21.4 333	0.8 13	
(3) 宿泊施設、店舗等への入店や施設の利用を拒否されること	100.0 1553	47.5 737	23.5 365	24.0 372	30.9 480	20.2 314	10.7 166	20.7 321	1.0 15	
(4) 結婚相手やパートナーとの交際で周囲から反対を受けること	100.0 1553	61.8 959	26.5 411	35.3 548	20.7 321	14.5 225	6.2 96	16.7 260	0.8 13	
(5) 子どもに対して、自国の文化や生活習慣に合った教育が行われにくいこと	100.0 1553	57.2 887	22.2 344	35.0 543	19.0 294	12.4 192	6.6 102	22.9 355	1.1 17	
(6) 文化や生活習慣の違いを理由とする嫌がらせを受けること	100.0 1553	63.6 988	32.7 508	30.9 480	18.3 284	13.0 202	5.3 82	17.1 265	1.0 16	
(7) 病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと	100.0 1553	68.4 1062	29.4 456	39.0 606	19.7 306	13.8 214	5.9 92	11.3 175	0.6 10	
(8) 特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)があること	100.0 1553	68.3 1061	40.1 623	28.2 438	13.0 201	9.0 139	4.0 62	17.7 275	1.0 16	
(9) 政治に意見が十分反映されないこと	100.0 1553	62.7 974	31.9 496	30.8 478	13.8 214	9.2 143	4.6 71	22.5 349	1.0 16	

○性的マイノリティに関して、賃貸住宅などへの入居を拒否されることについて「あると思う」「どちらかと言えばあると思う」の割合は47.3%であった。

【性的マイノリティ】

	回答者数	あると思う			ないと思う			わからない	無回答
		あると思う	どちらかと言えばあると思う	どちらかと言えばないと思う	ないと思う	どちらかと言えばないと思う			
(1) 性的マイノリティへの理解や認識が不足していること	100.0 1553	74.9 1164	38.5 598	36.4 566	10.1 156	7.0 108	3.1 48	13.1 204	1.9 29
(2) 学校や職場などで嫌がらせやいじめを受けること	100.0 1553	72.7 1128	40.6 630	32.1 498	10.3 160	7.2 112	3.1 48	15.3 238	1.7 27
(3) 就職の時や職場で不利な扱いを受けること	100.0 1553	65.4 1016	33.6 522	31.8 494	14.5 225	10.6 164	3.9 61	18.2 283	1.9 29
(4) 性的マイノリティに対する相談や支援体制が十分でないこと	100.0 1553	67.0 1041	34.1 530	32.9 511	9.5 148	6.6 103	2.9 45	21.4 333	2.0 31
(5) 賃貸住宅などへの入居を拒否されること	100.0 1553	47.3 734	25.6 397	21.7 337	24.0 374	15.6 243	8.4 131	26.8 416	1.9 29
(6) 宿泊施設、店舗等への入店や施設の利用を拒否されること	100.0 1553	41.4 644	24.1 375	17.3 269	33.1 515	20.3 316	12.8 199	23.4 364	1.9 30
(7) 本人が望んでいないのに、自らの性的指向や性自認を他者に広められること(アウトティング)	100.0 1553	66.5 1032	40.9 635	25.6 397	11.2 174	7.3 114	3.9 60	20.5 318	1.9 29
(8) パートナーがいても、婚姻と同等に扱われないこと	100.0 1553	70.0 1086	40.6 630	29.4 456	10.1 157	6.0 93	4.1 64	18.1 281	1.9 29
(9) じろじろ見られたり、避けられたりすること	100.0 1553	68.1 1058	35.7 555	32.4 503	14.5 226	10.0 156	4.5 70	15.5 240	1.9 29

○人権に関する主な法律

人権への取組

■人権に関する主な法律の整備状況

人権啓発・人権擁護

人格権保護委員会	昭和27 (1952)年施行
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成12 (2000)年施行

女性の人権

母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和39 (1964)年施行
雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和47 (1972)年施行
男女共同参画社会基本法	平成11 (1999)年施行
ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成12 (2000)年施行
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成13 (2001)年施行
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成27 (2015)年施行

子どもの人権

教育基本法	昭和22 (1947)年施行
学校教育法	昭和22 (1947)年施行
児童福祉法	昭和23 (1948)年施行
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成11 (1999)年施行
児童虐待の防止等に関する法律	平成12 (2000)年施行
子ども・若者育成支援推進法	平成22 (2010)年施行
いじめ防止対策推進法	平成25 (2013)年施行
子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成26 (2014)年施行
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	平成29 (2017)年施行

高齢者の人権

老人福祉法	昭和38 (1963)年施行
高齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和46 (1971)年施行
高齢社会対策基本法	平成 7 (1995)年施行
高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成13 (2001)年施行
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成18 (2006)年施行
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成18 (2006)年施行

障がい者の人権

身体障害者福祉法	昭和25 (1950)年施行
知的障害者福祉法	昭和35 (1960)年施行
障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和35 (1960)年施行
障害者基本法	平成 5 (1993)年施行
身体障害者補助犬法	平成14 (2002)年施行
発達障害者支援法	平成17 (2005)年施行
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成24 (2012)年施行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成25 (2013)年施行
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	平成25 (2013)年施行
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成28 (2016)年施行
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	平成30 (2018)年施行
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	平成31 (2019)年施行

同和問題

同和対策事業特別措置法	昭和44 (1969)年施行
	昭和57 (1982)年失効
地域改善対策特別措置法	昭和57 (1982)年施行
	昭和62 (1987)年失効
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	昭和62 (1987)年施行
	平成14 (2002)年失効
部落差別の解消の推進に関する法律	平成28 (2016)年施行

外国人の人権

出入国管理及び難民認定法	平成31 (2019)年施行
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法	平成 3 (1991)年施行
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	平成28 (2016)年施行

HIV感染者の人権

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成11 (1999)年施行
----------------------------	----------------

ハンセン病回復者やその家族の人権

らい予防法の廃止に関する法律	平成8 (1996)年施行
	平成21 (2009)年廃止
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	平成13 (2001)年施行
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成21 (2009)年施行
ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	令和元 (2019)年施行

こころの病

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和25 (1950)年施行
---------------------	----------------

犯罪被害者や家族の人権

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	昭和56 (1981)年施行
犯罪被害者等基本法	平成17 (2005)年施行

ホームレスの人権

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成14 (2002)年施行
-----------------------	----------------

性的マイノリティの人権

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成16 (2004)年施行
-------------------------	----------------

職業や雇用をめぐる人権問題

労働基準法	昭和22 (1947)年施行
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成 4 (1992)年施行
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成31 (2019)年施行

インターネットによる人権侵害

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	平成14 (2002)年施行
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	平成15 (2003)年施行
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成21 (2009)年施行
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	平成26 (2014)年施行

北朝鮮による拉致問題

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成15 (2003)年施行
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律	平成18 (2006)年施行

個人情報保護

個人情報の保護に関する法律	平成15 (2003)年施行
---------------	----------------

その他

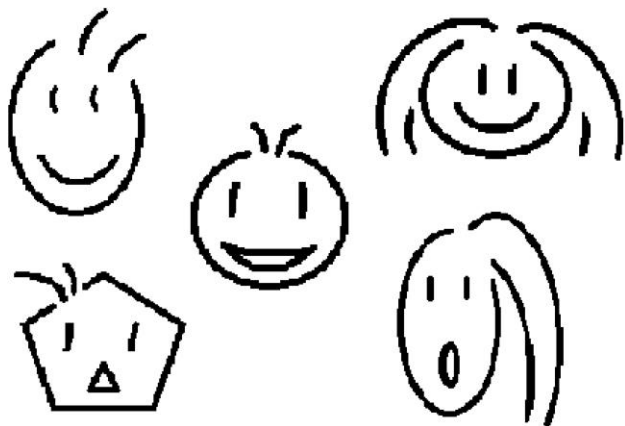
生活保護法	昭和25 (1950)年施行
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	平成18 (2006)年施行
自殺対策基本法	平成18 (2006)年施行
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	平成19 (2007)年施行
探偵業の業務の適正化に関する法律	平成19 (2007)年施行
生活困窮者自立支援法	平成27 (2015)年施行
再犯の防止等の促進に関する法律	平成28 (2016)年施行
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	令和元 (2019)年施行

出典：大阪府人権白書 ゆまてにわ^⑤

○大阪府の人権に関する取組み



大阪府人権尊重の社会づくり条例 改正しました 令和元年10月30日施行



大阪府人権尊重の社会づくり条例

(下線は、改正箇所)

全ての人間が固有の尊厳を有し、かつ、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念とするところである。

かかる理念を社会において実現することは、私たち全ての願いであり、また責務でもある。

しかしながら、この地球上においては、今日もなお、社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害があること等に起因する人権侵害が存在しており、また、我が国においても人権に関する諸課題が存在している。

さらに、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、かつ、他者の人権の尊重を念頭に置くべきであるという道理を、より一層浸透させていかなければならないという課題も存在している。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、大阪が世界都市として発展していくためにも、私たち一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することが、今こそ必要とされている。

私たち一人ひとりが、こうした人権尊重の社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関する府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もって全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(府の責務)

第二条 府は、前条の目的を達成するため、施策を実施するに当たって人権尊重の社会づくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 府は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村、事業者及び府民との協働により、人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(府民の責務)

第三条 府民は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深めるとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その事業活動を行うに当たり、人権尊重のための取組を推進するとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(基本方針の策定)

第五条 知事は、人権施策を総合的に推進するために必要な事項を定めた基本方針を策定しなければならない。

2 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更するときは、あらかじめ大阪府人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問の上、その答申を添えて府議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、前項の意見を勘案した上で、第1項の基本方針を策定し、又は変更しなければならない。

(審議会への諮問等)

第六条 審議会は、人権施策の推進に関し、知事の諮問に応じ、意見を述べることができる。

2 審議会の会議は、原則として公開とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 略



府民文化部人権局人権企画課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎（咲洲コスモタワー）38階

大阪府人権尊重の社会づくり条例

検索

大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する
府民の理解の増進に関する条例

～大阪府 性の多様性理解増進条例～

令和元年10月30日施行



性のありかたは人それぞれ。

大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例

全ての人が個人として尊重され、法の下に平等であることは、日本国憲法の基本理念の一つである。
府民一人ひとりが、ありのままの自分を表現し、自らの意思で自由に生き方を選択することができる社会を構築することは、私たち全ての願いであり、また責務である。
そのため、性の多様性に関する無理解により、個人の社会参加の機会が制限されるようなことはあってはならず、また性的指向や性自認を理由とした差別は決して許されない。
府においては、これまでも、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に向けた様々な取組を推進してきているが、いまだに性的指向及び性自認の多様性に関する無理解を背景に誤解や偏見、差別が生じている。
ここに私たちは、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、もって全ての人の性的指向及び性自認が尊重されることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組は、全ての人が等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるべきことに鑑み、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合う社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施する責務を有する。

2 府は、国及び市町村が実施する性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組について協力するものとする。

(府民の責務)

第五条 府民は、基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるとともに、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組に努めるとともに、府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(理解の増進に関する施策)

第七条 府は、次に掲げる性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施するものとする。

- 一 性的指向及び性自認の多様性に関する府民の関心及び理解を深めるため、教育及び啓発を行うこと。
- 二 性的指向及び性自認の多様性に関する相談に的確に応じること。

2 府は、前項各号に掲げるもののほか、府が実施する事務事業において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



障害者差別解消法・大阪府障害がい者差別解消条例・大阪府障害がい者差別解消ガイドライン

障害者差別解消法（平成28年4月施行）

大阪府障害がい者差別解消条例（令和3年4月改正）

- 障がいや理由とする差別をなくし、共生社会を実現することを目的としています。
- 障がいや理由とする差別には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供（合理的配慮をしないこと）」があります。
- 障がいや理由として、正当な理由もなく、サービスの提供をしないことなどは「不当な差別的取扱い」になります。
- 障がいのある人に合った必要な工夫などをすることが「合理的配慮」です。重い負担がないにもかかわらず、「合理的配慮をしないこと」は差別になります。

	法律		条例
	行政機関等	事業者	行政機関等/事業者
不当な差別的取扱い	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)
合理的配慮の提供	法的義務 (しなければなりません)	努力義務 (行うよう努めなければなりません)	法的義務 (しなければなりません)

大阪府障害がい者差別解消ガイドライン（令和3年3月改訂）

- 障がいや理由とする差別について、府民の皆様の関心と理解を深めるために作成しています。
- 何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等を記載しています。
- より具体的なイメージで理解してもらえよう、具体的な事例等は、府民生活に深くかわかる6つの分野（商品・サービス、福祉サービス、公共交通機関、住宅、教育、医療）ごとに記載しています。

もっと詳しく!!

ガイドラインは大阪府ホームページからダウンロードできます。

■大阪府ホームページ「障がいや理由とする差別の解消に向けて」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakuuisuin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>

「ゴウハイ」ってなんなん？



なにわの新常識、

事業者による合理的配慮の義務化

大阪府では、障がい者差別のない共生社会の実現をより一層推進するため、大阪府障害がい者差別解消条例を改正し、令和3年4月1日より施行します。これまでは障害者差別解消法により努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供を、大阪府において義務化します。

合理的配慮って？

障がいのある人は社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。そのバリアを取り除くために、障がいのある人にとっての意思を尊重していただくことを「合理的配慮」といいます。負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

例えば...

- 障がいのある人から業務の長み上げを求められたので対応する。
- 障がいのある人が移動しやすいように店内の段差にスロープを設ける。
- 障がいのある人からの申出を受けて、意思確認を行った上で代替する。

※障がいや理由により本人による意思の表明が困難な場合は、家族等コミュニケーションを支援する方が本人を確保して行う意思の表明についても本人の意思とみなします。

相談と解決の流れ

障がいや理由とする差別に関するお問い合わせがあった際は、まずはお住まいの市町村にご相談ください。事業者と障がいのある人などからも受け付けます。大阪府の広域支援相談員への相談も可能です。それでも解決しなかった場合は、あせんの制度もあります。

市町村の相談窓口と広域支援相談員の連絡先はQRコードから検索できます。

大阪府 市町村の相談窓口 連絡先

■問い合わせ先
大阪府障害がい者差別解消推進委員会
電話：06-6944-6271 FAX：06-6942-7215

<大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例>

条例の概要

目的（条例第一条）

部落差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人權の擁護に資する。

責務（条例第三条）

大阪府

国及び市町村と協力して、目的を達成するため必要な啓発に努める。

府民

目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。

興信所・探偵事業者及び土地調査等（※）を行う者

その営業について社会的責任を自覚し、目的に反する行為をしないよう努めなければならない。

※「土地調査等」とは、府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。

興信所・探偵事業者

遵守事項（条例第七条）

- (1) 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて、調査し、又は報告しないこと。
- (2) 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

【違反に対して】

指示 ⇒ 営業停止命令 ⇒ 罰則（懲役又は罰金）
 ↑（聴聞） 三月以下の懲役・十万円以下の罰金
 報告の徴収・立入検査
 罰則は両罰規定（行為者及び法人等に対して適用）を採用

自主規制（条例第五条）

- ・ 構成員に遵守事項を遵守させるため、必要な規約の設定、届出
- ・ 構成員に対する遵守の指導

土地調査等を行う者

遵守事項（条例第十二条）

- (1) 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて、調査し、又は報告しないこと。
- (2) 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

【違反に対して】

報告の徴収（必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。）
 ⇒ 勧告（遵守事項に違反したとき、当該違反に係る行為を中止し、必要な措置を講ずべきことを勧告）
 ⇒ 事実の公表（報告の徴収に正当な理由なく応じなかったとき、又は勧告に従わなかったとき）

※事実の公表をするときは、公表に係る者にあらかじめ通知し、釈明及び資料の提出の機会を与える。（意見聴取）

※「同和地区」とは、この条例では「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義しています。

<宅地建物取引業関連業界団体と連携した取組み>

- 大阪府では、宅地建物取引の場における人権問題への取組みの基本として、「宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（1993(平成5)年3月策定、2017(平成29)年4月改定)を策定し、大阪府、業界団体および宅地建物取引業者の皆様の役割分担を明確にして、各々の「責務」という形で定め、業界団体や宅地建物取引業者の方々とともに、人権意識の高揚と普及啓発に努めている。

<セーフティネット住宅の登録に関する取組み>

1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度について

登録住宅と専用住宅の関係

賃貸住宅をセーフティネット住宅として登録する際は、登録住宅と専用住宅のどちらかを選択できます。

登録住宅



住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅

※ 住宅確保要配慮者以外の入居も可能

登録住宅として登録するメリット

- 登録した住宅が専用WEBサイトに掲載され、賃貸住宅を探している方に広く周知されます。
- 居住支援法人や居住支援協議会により、円滑な入居のサポートや入居中の見守りサービス等を受けることができます。(登録住宅以外の一般の住宅も受けることができます)
- 要配慮者が入居する場合に、住宅金融支援機構(JHF)による家賃債務保証保険の利用や、生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付に関する手続の利用が可能となります。
- 登録住宅のリフォーム資金融資として住宅金融支援機構(JHF)の融資が利用できます。

専用住宅



住宅確保要配慮者の専用住宅として登録した住宅

※ 入居者は大家等が選択した属性の要配慮者に限定(例:「障害者の専用住宅」「高齢者、低額所得者の専用住宅」)

専用住宅として登録するメリット

- 改修費への補助
(国による直接補助/地方公共団体を通じた補助)
- 家賃低廉化/家賃債務保証料低廉化への補助
(地方公共団体を通じた補助のみ)

府域においては、「対象とする住宅確保要配慮者の範囲を限定しない住宅」を登録。ただし、住宅セーフティネット法に規定する住宅確保要配慮者専用住宅とする場合は、この限りではない。

⇒法の規定により、登録を受けようとする者は、入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲を定めることが可能とされている。大阪府では、賃貸住宅における住宅確保要配慮者に対する入居差別の解消に向けて取り組んでおり、住宅確保要配慮者専用住宅とする場合を除き、「対象とする住宅確保要配慮者の範囲を限定しない住宅」を登録の要件としている。

出典：パンフレット「民間住宅を活用した新たなセーフティネット制度をご活用ください」(国土交通省)

方針(案)

引き続き、入居を拒まない住宅であるセーフティネット住宅の登録促進や、府や業界団体との研修会等での人権意識の高揚と普及啓発、宅地建物取引業人権推進員制度の推進に取り組むとともに、住宅の確保に配慮が必要な全ての方々の入居前支援、生活支援、退去後支援を行うため、居住支援体制を充実させる

論点3：居住支援体制の充実について

<現状> 大阪府内の居住支援体制等

※データは令和3年3月31日時点

①大阪府内のセーフティネット住宅登録戸数

35,428戸（全国4位 全国390,471戸）

②大阪府内の居住支援法人指定数

64法人（全国1位 全国380法人）

うち、不動産関係 18法人 福祉関係 46法人

③大阪府内の相談協力店数・協力店数（不動産店） ※府独自制度

協力店：あんぜん・あんしん賃貸住宅（セーフティネット住宅等）の紹介や、民間賃貸住宅探しに関する、高齢者、低額所得者、障がい者、外国人、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の相談に応じるために登録を受けた不動産事業者
⇒672店

相談協力店：住宅確保要配慮者の住まいの確保等に係る相談等に積極的に取り組む協力店のうち、大阪府知事が指定した不動産事業者
⇒協力店のうち22店

④大阪府内の居住支援協議会数

3協議会（府、豊中市、岸和田市）

・Osakaあんしん住まい推進協議会（府協議会） H27.3.25設立

入会している市町村数 39市町村（未入会：能勢町、豊能町、島本町、忠岡町）

・豊中市居住支援協議会 H30.11.2設立

・岸和田市居住支援協議会 R1.8.28設立

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

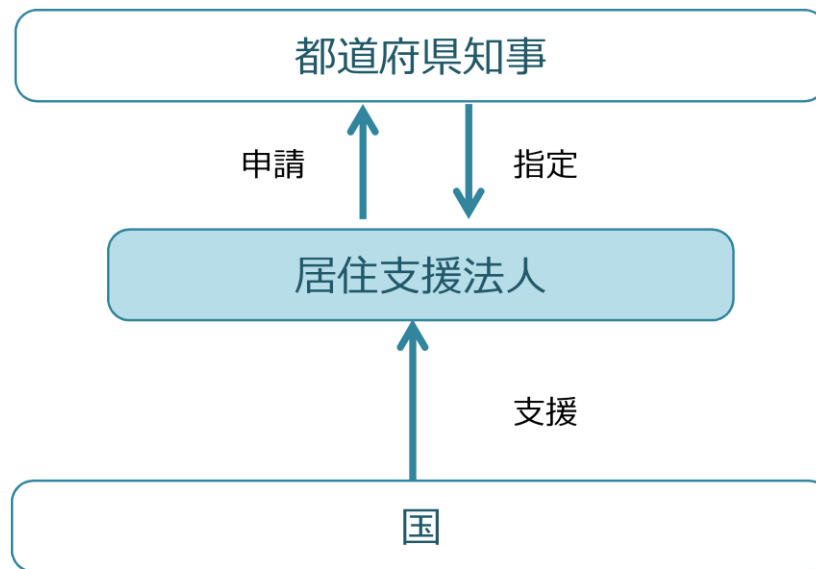
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R3年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

【制度スキーム】



○大阪府住宅まちづくり審議会第2回居住安定確保計画推進部会の方針（案）

論点	府の方針（案）
<p><論点1> 居住支援法人及び協力店等の連携強化について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット住宅、居住支援法人、相談協力店・協力店の登録及び指定を引き続き推進するとともに、居住支援法人、相談協力店・協力店、家賃債務保証業者が連携できるようマッチングを行い、入居前支援から退去後支援まで切れ目のない支援ができるよう働きかけを行う <p>例) 居住支援法人、相談協力店・協力店、市町村の研修会や情報交換会の開催などにより、それぞれの取組みを周知 等</p>
<p><論点2> 居住支援法人に対する支援について</p>	<p>(国の支援に対するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援法人が使いやすい補助金制度になるよう国に働きかけを行う ・居住支援法人に居住支援協議会の設立を促し、居住支援協議会への補助金の活用を図る <p>(府の支援に対するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府営住宅の活用等について様々な機会を通して情報発信を行い、居住支援法人の活動を支援する
<p><論点3> 社会福祉法に基づく重層的支援体制整備等事業との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村福祉窓口と居住支援法人や協力店等の連携強化を推進する ・重層的支援体制整備事業・移行準備事業を実施した自治体へ居住支援協議会の設立を働きかける

○大阪府住宅まちづくり審議会第2回居住安定確保計画推進部会の方針（案）

論点	府の方針（案）																						
<p><論点4> 居住支援体制の充実度を示す 指標・目標の設定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の動きを踏まえ、府でもセーフティネット住宅の登録戸数は把握すべき指標として観測を行う ・住宅確保要配慮者の支援状況について、直接把握できるよう新たな目標設定を行う ・協力店アンケートにより住宅確保要配慮者の支援数は把握できているものの、居住支援法人による支援数を把握できる状態には至っていない。このため、国と連携しながら、令和3年度から支援数が把握できる仕組みを構築する。 <p><目標①> 住宅確保要配慮者の入居契約件数 年間17,000件 <目標②> 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：50% ※目標①及び②ともに、令和12年度目標。</p>																						
<p><論点5> ひとり親世帯向けシェアハウス 基準について</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行シェアハウスの基準</th> <th>ひとり親世帯向けシェアハウスの基準（府案）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅全体の面積</td> <td>13.5㎡^{※1}×A+10㎡以上</td> <td>13.5㎡×B+20㎡^{※2}×C+10㎡以上</td> </tr> <tr> <td>専用居室の面積</td> <td>7.5㎡以上 参考：4畳半（7.453㎡）</td> <td>ひとり親世帯向け居室以外：7.5㎡以上 ひとり親世帯向け居室：10㎡以上 参考：6畳（9.938㎡） ただし、住宅全体の面積が13.5㎡×B+22㎡^{※3}×C+10㎡以上の場合、8㎡^{※4}以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>（留意事項） 入居する子どもの人数、年齢や性別に応じて、居住環境の向上に向けた配慮をすること。</td> </tr> <tr> <td>住宅全体の面積</td> <td>13.5㎡^{※1}×A+10㎡以上</td> <td>13.5㎡×A+10㎡以上</td> </tr> <tr> <td>専用居室の面積</td> <td>7.5㎡以上</td> <td>7.5㎡以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>（留意事項） 入居する子どもの人数、年齢や性別に応じて、居住環境の向上に向けた配慮をすること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>下線部面積の考え方 ※1 15㎡ - (9㎡ - 7.5㎡) = 13.5㎡ ※2 22㎡ - (12㎡ - 10㎡) = 20㎡ ※3 24㎡ - (12㎡ - 10㎡) = 22㎡ ※4 10㎡ - (12㎡ - 10㎡) = 8㎡</p>			現行シェアハウスの基準	ひとり親世帯向けシェアハウスの基準（府案）	住宅全体の面積	13.5㎡ ^{※1} ×A+10㎡以上	13.5㎡×B+20㎡ ^{※2} ×C+10㎡以上	専用居室の面積	7.5㎡以上 参考：4畳半（7.453㎡）	ひとり親世帯向け居室以外：7.5㎡以上 ひとり親世帯向け居室：10㎡以上 参考：6畳（9.938㎡） ただし、住宅全体の面積が13.5㎡×B+22㎡ ^{※3} ×C+10㎡以上の場合、8㎡ ^{※4} 以上			（留意事項） 入居する子どもの人数、年齢や性別に応じて、居住環境の向上に向けた配慮をすること。	住宅全体の面積	13.5㎡ ^{※1} ×A+10㎡以上	13.5㎡×A+10㎡以上	専用居室の面積	7.5㎡以上	7.5㎡以上			（留意事項） 入居する子どもの人数、年齢や性別に応じて、居住環境の向上に向けた配慮をすること。
	現行シェアハウスの基準	ひとり親世帯向けシェアハウスの基準（府案）																					
住宅全体の面積	13.5㎡ ^{※1} ×A+10㎡以上	13.5㎡×B+20㎡ ^{※2} ×C+10㎡以上																					
専用居室の面積	7.5㎡以上 参考：4畳半（7.453㎡）	ひとり親世帯向け居室以外：7.5㎡以上 ひとり親世帯向け居室：10㎡以上 参考：6畳（9.938㎡） ただし、住宅全体の面積が13.5㎡×B+22㎡ ^{※3} ×C+10㎡以上の場合、8㎡ ^{※4} 以上																					
		（留意事項） 入居する子どもの人数、年齢や性別に応じて、居住環境の向上に向けた配慮をすること。																					
住宅全体の面積	13.5㎡ ^{※1} ×A+10㎡以上	13.5㎡×A+10㎡以上																					
専用居室の面積	7.5㎡以上	7.5㎡以上																					
		（留意事項） 入居する子どもの人数、年齢や性別に応じて、居住環境の向上に向けた配慮をすること。																					